11月は「秋のこどもまんなか月間」



こども まんなか 白河市

■「こどもの権利」を知っていますか？

こどもは大人と同じく、自分らしく生きる権利を持ったひとりの人間です。一方で、心と体の成長段階にあるため、大人のサポートが必要です。

世界中の国々が「こどもを大切にしよう」と約束して作られた『こどもの権利条約』は、こどもを単に「守られるだけの存在」ではなく「権利の主体」として尊重するきっかけとなりました。

こどもたちが安全で健やかに成長し、幸せに暮らせる社会をつくるため「こどもの権利」への理解を深めましょう。

こどもの権利の「４つの一般原則」

1. **生命、生存および発達に対する権利**
 命が守られ、心も体も健康に、自分らしく成長できる
2. **こどもの最善の利益**
 こどもに関することを決めるとき、大人は「こどもにとって最もよいこと」を一番に考える
3. **こどもの意見の尊重**
 自分に関係することに意見を言うことができ、大人はそれを受け止め、対話をする
4. **差別の禁止**
 国籍、性別、体の特徴、家庭の状況などで、不当に区別されない

詳しくは市ホームページへ▶

問こども支援課子育て連携係☎(28)5522



問こども支援課
子育て連携係☎(28)5522

こどもたちに対して食事の提供や学習支援などを行っています。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

■こどもの「こえのポスト」こえぽす



「白河市をもっとよくするためのアイデアを思いついた！」「思っていることや感じていることを白河市に伝えたい」など“こどもたち”の意見や考えを伝えてもらう取り組みです。

寄せられた投稿は、お返事（市の考え）と合わせて、市ホームページとポスト設置場所で公開します。

※内容によっては公開できないものもあります。

- **受付期間**
 11月２日(月)～令和９年２月28日(日)
- **対象**　小学１年生から18歳まで
- **投稿方法**　①Webフォーム
 ②投稿用紙に記載し、専用ポストに入れる

※ポストの近くに置いてある、こえぽすのチラシの裏が投稿用紙になっています。

- **ポスト設置場所**　市役所本庁舎１階、各庁舎、各図書館、コミネス、マイタウン白河、市中央体育館、アナビースポーツプラザ

市ホームページ▶

問こども支援課子育て連携係☎(28)5522

■11月は児童虐待防止推進月間

児童虐待は社会全体で解決すべき課題です。虐待かもしれないと思ったら、すぐに連絡してください。

連絡は、匿名で行うことも可能で、秘密は厳守します。



児童虐待防止運動のシンボル「オレンジリボン」▲

- **連絡先**

▷児童相談所（全国共通３桁ダイヤル）

いち 1　はや 8　く 9

※お住まいの地域の児童相談所につながります。

▷こども支援課子育て連携係　☎(28)5522
▷家庭児童相談室　☎(22)1150
▷県中児童相談所白河相談室　☎(22)5648